（海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに特定離島港湾利用調整官）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに特定離島港湾利用調整官一人を置く。

2～6　（略）

（削る）

（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）

第百二十八条　（略）

2～12　（略）

13　開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席開発評価管理官とする。

14　首席開発評価管理官は、開発評価管理官の所掌に属する事務を統括する。

15　第十三項に規定するもののほか、開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席開発評価管理官とする。

16　次席開発評価管理官は、開発評価管理官の所掌に属する事務の統括に関し、首席開発評価管理官を補佐する。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に企画専門官八十人以内を置く。

2　（略）

附　則

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
平成三十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

（航空交渉官の設置期間の特例）

第九条　航空局航空ネットワーク部国際航空課航空交渉官のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに特定離島港湾利用調整官及び環境情報調査官）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに特定離島港湾利用調整官及び環境情報調査官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　環境情報調査官は、命を受けて、海洋・環境課の所掌事務に関する港湾及び航路の環境に係る情報の調査に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）

第百二十八条　（略）

2～12　（略）

13　開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を統括開発評価管理官とする。

14　統括開発評価管理官は、開発評価管理官の所掌に属する事務を統括する。

（新設）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に企画専門官七十七人以内を置く。

2　（略）

附　則

（道路局環境安全課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条　道路局環境安全課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
平成三十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

（航空交渉官の設置期間の特例）

第九条　航空局航空ネットワーク部国際航空課航空交渉官のうち一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。